



modulat inc.

ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」

平成 18 年 7 月 26 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社  
(コード番号 3 0 4 3 : 大証ヘラクレス)  
本社所在地 東京都港区赤坂二丁目 10 番 9 号  
代表者 代表取締役 松 村 明  
問合せ先 取締役 セントラル・コーポレーション  
サービス・ディビジョン マネージャー  
徳 永 淳 子  
電話番号 (03) 5575-5721 (代表)  
(URL <http://www.modulat.com/>)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

### 記

当社は、平成18年7月26日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成18年8月25日開催予定の当社第7回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

株主総会の招集に際し、より充実した情報の開示を行うことができるよう、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示するための規定を新設するものであります(変更案第14条)。

議決権の代理行使について株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、変更するものであります(変更案第15条)。

取締役会をより機動的に運営するため、その決議につき必要に応じて書面または電磁的記録により承認することができるよう、規定を新設するものであります(変更案第21条)。

取締役および監査役が職務の執行にあたって期待された役割を十分に発揮できるよう、また、有能な人材を確保できるようにするために、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができるよう、規定を新設するものであります(変更案第27条)。

尚、第27条の新設のうち、取締役に係る部分につきましては、監査役全員の一致による同意を得ております。

その他、会社法の条文に合わせた用語の変更、規定加除および移設等の整理を行うものであります。

- (2) 当社株式が平成18年6月20日付をもって大阪証券取引所ヘラクレス市場に上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、現行定款第6条(株式取扱規程)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 公告閲覧の利便性の向上および公告費用の節減のため、公告方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告に変更し、併せて不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)
- (4) 以上のほか、規定の新設、削除に伴う条数の変更、定款の全般にわたる規定の構成の変更および項数の表示その他一部字句の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更後定款(案)
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、モジュール株式会社と称し、英文では、modulat inc.と表示する。	(商号) 第1条 <現行どおり>
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電子計算機利用の保守・運用・管理・評価サービス 2. 電子計算機利用の経営コンサルティング 3. 電子計算機及びその周辺機器の販売及びレンタル業 4. 電子計算機のソフトウェアの開発・設計・製作・販売 5. 前各号に附帯する一切の事業	(目的) 第2条 <現行どおり>
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第3条 <現行どおり>
<新 設>	(機関の設置) 第4条 <u>当社は、取締役会および監査役を置く。</u>

現行定款	変更後定款(案)
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式および端株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、20,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第6条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、端株の買取請求の取扱、その他株式および端株に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>— 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>— 当社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>

現行定款	変更後定款(案)
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>— 前項のほか、株主、登録質権者または端株主として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</p> <p>— 株主総会は、東京都各区内においてこれを開催する。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第10条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年5月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 &lt; 現行どおり &gt;</p>

現行定款	変更後定款(案)
<p>(決議の方法)</p> <p>第11条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p><u>商法の定めによる特別決議および同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第13条 <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第14条 当会社に取締役6名以内を置く。</p>	<p>(決議要件)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を有する株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 &lt; 現行どおり &gt;</p>

現行定款	変更後定款(案)
<p>(選任)</p> <p>第15条 <u>取締役は株主総会において選任する。</u></p> <p>— <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>— <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第16条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第17条 <u>取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役1名を定める。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第18条 <u>取締役会は、法令に別段の定める場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>代表取締役に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を召集し、議長となる。</u></p>	<p>(選任)</p> <p>第17条 &lt;削除&gt;</p> <p><u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>— &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役1名を選定する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第20条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更後定款(案)
<p>(招集通知)</p> <p>第19条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(決議方法)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってする。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第21条 <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第22条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第23条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(招集通知)</p> <p>第21条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 現行どおり &gt;</p> <p>— <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第22条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>

現行定款	変更後定款(案)
<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(員数) 第24条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任) 第25条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> — <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期) 第26条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤の監査役) 第27条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>(報酬) 第28条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(員数) 第23条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(選任) 第24条 &lt; 削除 &gt; <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第25条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(常勤監査役) 第26条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p style="text-align: right;">&lt; 削除 &gt;</p>



現行定款	変更後定款(案)
<p data-bbox="461 367 564 396">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="461 501 564 530">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="469 712 576 741">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="443 974 580 1003">第6章 計算</p> <p data-bbox="228 1066 347 1095">(営業年度)</p> <p data-bbox="228 1108 801 1180">第29条 当社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p data-bbox="228 1240 347 1270">(利益配当)</p> <p data-bbox="228 1283 801 1440">第30条 <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主、登録質権者および同決算期現在の端株原簿に記載または記録された端株主に対しこれを行う。</u></p> <p data-bbox="469 1496 560 1525">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="879 367 1313 396">第6章 取締役および監査役の責任免除</p> <p data-bbox="826 459 1114 488">(損害賠償責任の一部免除)</p> <p data-bbox="826 501 1369 701">第27条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p data-bbox="837 714 1369 913">— <u>当社は、社外取締役および社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="1026 974 1163 1003">第7章 計算</p> <p data-bbox="826 1066 946 1095">(事業年度)</p> <p data-bbox="826 1108 1369 1180">第28条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。</p> <p data-bbox="826 1240 994 1270">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="826 1283 1369 1440">第29条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="837 1453 1369 1610">— <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>

現行定款	変更後定款(案)
<p>(中間配当)</p> <p><u>第31条</u> 取締役会の決議により、毎年11月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主、登録質権者および同日現在の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5の規程による金銭の分配(中間配当という。)</u>を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第32条</u> 利益配当金び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第30条</u> 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 8 月 25 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 8 月 25 日(金曜日)

以上